

## 相楽地区広域行政の今後のあり方検討会設置要綱

### (設置)

第1条 相楽地区における広域的課題を主体的に検討するため、相楽地区広域行政の今後のあり方検討会(以下「検討会」という。)を相楽郡広域事務組合内に設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、代表理事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、代表理事に答申する。

- (1) 相楽会館の広域的な観点からの利活用に関すること。
- (2) その他代表理事が必要と認めるもの。

### (組織)

第3条 検討会は、各市町村長が推薦した職員(課長級以上より1名)を委員として組織し、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長は、代表理事の所属する市町村の委員を、副委員長は、委員の互選によって定める。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が座長となる。

### (意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (事務局)

第7条 検討会の事務局は、相楽郡広域事務組合事務局を、事務局長には、相楽郡広域事務組合事務局長を充てる。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年7月23日から施行する。

# 「相楽地区広域行政の今後のあり方検討会」委員名簿

平成19年9月5日現在

町村名	所 属 (部・課)	職 名	ふり なが 氏 名	役職名
木津川市	市長公室 企画課	課 長	おお にし しげる 大 西 茂	副委員長
笠置町	総務企画課	課 長	なか きた たつ お 仲 北 達 夫	
和束町	総 務 課	課 長	おく だ すすむ 奥 田 右	
精華町	総 務 部 企画調整課	課 長	おお うえ たつ じ 大 植 辰 治	委 員 長
南山城村	総 務 課	課 長	たか しま しげ ひろ 高 嶋 繁 博	